

合同会社NWE－09インベストメント「(仮称)新温泉風力発電事業環境影響評価  
方法書」に対する勧告について

平成30年8月6日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新温泉風力発電事業環境影響評価方法書について、合同会社NWE－09インベストメントに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、兵庫県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：兵庫県美方郡新温泉町  
原動力の種類：風力(陸上)  
出力：最大92,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 9月14日
環境大臣意見受理	平成29年 12月 1日
経済産業大臣意見発出	平成29年 12月11日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年 2月 8日
住民意見の概要等受理	平成30年 4月16日
兵庫県知事意見受理	平成30年 7月18日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 8月 6日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、須之内

電話03-3501-1742(直通)

合同会社NWE－09インベストメント「(仮称)新温泉風力発電事業環境影響評価  
方法書」に対する勧告内容

1. 本方法書には、風車の設置予定範囲が複数のラインとしてしか記載されておらず、また、取付道路、土捨場の位置、対象事業実施区域内における大型部品の搬入ルート及び工事関係車両の走行ルートに関しては未定とされているが、事業計画に関するこれらの内容は、調査、予測及び評価手法の決定に必要な情報であり、今後、事業計画の具体化に合わせて、調査、予測及び評価の手法(調査地点を含む)を適切に見直すこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺には、イヌワシやクマタカ等の重要な種が生息していると考えられることから、適切な調査期間、調査頻度及び調査範囲を選定し、調査、予測及び評価を実施すること。
3. 大量に発生すると想定される建設残土の処分方法及び処分場所によっては、水質、動物、植物及び生態系等に対して重大な影響を及ぼすことも考えられることから、工事計画の内容に応じ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(兵庫県知事からの意見書の写しを添付)